

平成 2 7 年度  
公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会

日 時 平成 2 7 年 8 月 4 日 (火)  
1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0  
場 所 京都市役所 寺町第 2 会議室

○事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今から平成27年度公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、初めに評価委員の交代が行われておりますので、御紹介をさせていただきます。富永委員にかわりまして、京都教育大学教育学部教授の太田耕人様に委員に御就任いただいております。

○委員

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

それでは、続きまして京都市と芸術大学の出席者を紹介させていただきます。

<出席者紹介>

○事務局

次に、本委員会の公開についてでございます。

本市では、京都市市民参加推進条例第7条におきまして、審議会等を原則公開することが定められております。このため、本会議につきましても公開といたしております。

次に、本評価委員会の定足数ですが、本日は全ての委員の皆様にご出席いただいております。従いまして、京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例第5条第3項により、会議に必要な定足数である委員の過半数を満たしていることを御報告いたします。

なお、会議録につきましては、発言者の氏名を伏せた上で、行財政局のホームページ上に公開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員長を選任についてでございます。

これまで委員長を務めていただいております富永委員が交代されておりますので、改めて委員長を選任いたします。

京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例第4条第2項におきましては、委員長を委員の互選により定めることとされておりますので、委員の皆様の中から、委員長を御選任いただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

○委員

河村能夫先生にお願いすればと思います。大学経営並びに地域連携の研究をされているということで、適任かと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。

委員に、委員長に御就任いただくことにつきまして、皆様御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○事務局

それでは、委員に委員長に御就任いただきたく存じます。

委員、委員長席のほうに御移動いただきますとともに、一言御挨拶をいただきたく思いますので、よろしく願いいたします

<委員長挨拶>

○河村委員長

それでは、委員長としての仕事に入りたいと思います。京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の条例施行規則というのがございます。その第2条に、本委員会の運営に必要な事項は、委員長が定めるとなっております。

今後の運営を円滑にしていくためにも、委員長代理を選任しておきたいと思います。今までの経過の中でも、非常に積極的な御意見をいただいている位高委員にお願いできたらと思いますが、委員よろしいでしょうか。

○位高委員

承知しました。

○委員長

ありがとうございます。それでは、議事を進めます。本日は4つの大きな議題がございます。1つ目の議題は、平成26年度の業務実績に関する評価についてです。

平成26年度の業務実績に関しては、芸術大学から自己評価等の報告がいただけます。その報告をいただいたうえで、同委員会で検証し評価を行います。

評価に対する基準は資料1に書いてありますが、既に事務局から事前に説明していただいていると思いますので説明は割愛します。

評価は、項目ごとに評価を確定していく必要がありますが、一つ一つ審議していきますと大変時間がかかりますので、まず、法人から主な点、特筆すべき点等について、例示的に説明いただき、その後、各委員から特に取り上げて議論すべきと思われる項目をいくつか挙げていただいて議論する、という形で進めたいと思います。

それでは、資料3をご覧ください。評価する大項目としては5つございますが、3つの括りに分けて法人から説明をお願いします。

一つ目は「第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標」について。これは評価の対象ではありませんが、評価を行ううえで非常に重要な基盤ですので報告をお願いします。

二つ目は、「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標」及び「第3 財務内容の改善に関する目標」について、三つ目は「第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目線」及び「第5 その他業務運営に関する重要目標」として報告をお願いします。

また、認証評価機関による評価については平成26年度に受けておられるとのことですので、その結果についても併せて説明をお願いします。

○芸術大学

それでは、議第1号平成26年度業務実績報告書について御説明をさせていただきます。

資料3、平成26年度業務実績報告書に基づいて、主な計画について、御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。ここには法人の概要といたしまして、法人名、所在地、役員の状況、法人組織（図）を、次に大学の概要として、主な沿革、学部等の構成、教職員数、学生数、大学の基本的な目標、最後に資本金の状況を記載しております。

次のページを御覧ください。

4ページまででございますが、平成26年度の主な業務実績について記載しております。最後に、年度計画の全体総括を記載しているところでございます。

各年度計画の具体的な実施状況につきましては、6ページ以降に記載をしており、5ページから35ページまでは、先ほど御説明がありました、教育研究の質の向上に関する計画について記載をしております。

そして、36ページ以降に、組織運営の改善に関する計画を記載しております。

それでは、まず大学の教室研究等、質の向上に関する目標につきまして、主な点、または、特記すべき点を御説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

15番の音楽学部・音楽研究科における学科専攻の設置・充実の検討については、年度計画において、引き続き新たな専攻の設置を検討するとしております。

実施状況等につきましては、音楽研究科において、新たな専攻設置について検討を行い、その結果、検討だけにとどまらず、修士課程器楽専攻において、細目専攻、管・打楽（サクソフォン）を新設し、入学者を募集するまで至っております。

なお、音楽学部においては、音楽研究科に先行して、25年度に新設・募集を開始したサクソフォン科について、2名の入学者を受け入れているところです。

また、このほかの新たな専攻設置については、大学の2年後を見据えながら検討していくこととしております。

自己評価につきましては、ただいま申し上げましたとおり、設置検討だけにとどまらず、実際に専攻細目を設置し、学生の募集までを行うことができたことから、年度計画を上回って実施ができたということで、IVとしているところでございます。

次に、17ページを御覧ください。

35番の京都芸大キャリアアップセンターの設立についてです。

年度計画においては、美術、音楽のアドバイザー及び就職相談員を配置して、芸術活動、就職の相談、指導、助言などの支援に取り組み、外部講師の講演会、セミナーの開催、卒業生の生の声を聞く機会を提供する、瓦版の発行やフェイスブックやツイッターに加えて、ホームページによりセンターの情報をより一層発信していく、学内の合同企業説明会や芸術系大学と合同説明会を実施すると記載しております。

実施状況につきましては、昨年度は開設から3年目を迎え、過去2年の取組の充実、深化を図るとともに、ここに記載の新たな取り組みを実施しており、自己評価をⅢとしております。

なお、本センターにつきましては、本年4月1日からキャリアデザインセンターと名称を変更して活動を継続しております。

また、数値目標の実績につきましては、卒業、修了生等のうち進路未定者の割合を、平成29年度には10%にするということを目指しており、これまで各年度について、年を追って段階的に目標数値を引き下げ、この目標に近づけることとしております。

26年度の数値目標については14%に設定しており、27年3月末時点での実績は23.08%でございますが、この中には留学に向けた準備などのため、暫定的に進路が未確定な者も多く含まれているところです。

このため、今後に関する数値目標の達成状況の最終確定につきましては、1年後に行います追跡調査をもって対応しており、18ページに記載の25年度実績の場合、15.35%から4.29%のように、例年10%ほど改善しているところです。こうしたことから、26年度の実績についても、目標である14%をクリアできるものと見込んでおります。

なお、昨年の本委員会におきまして、進路未定者の定義について御議論いただきました。本学では、志望する進路に就けていない者を、進路未定者としてカウントしており、企業への就職を希望したものの、それがかなわず就職浪人の道を選択した者につきましても、進路未定者としてカウントをしております。

また、留学に向けた準備活動についてもひとまずは進路が固まっておりますので、暫定的に進路未定者としてカウントをしております。

その一方で、アーティストとして活動することを希望し、実際に活動を行っている場合については、本人が希望し、選択した進路に沿った活動を行っていることから、進路が確定した者としてカウントしているところです。

今回の年度実績報告においてお示しした数字につきましては、このような考え方に基いて算出しておりますので、御了承いただきたいと思います。

次に、29ページを御覧ください。

60番の京都芸大アーカイバルリサーチセンターの設立についてでございます。

年度計画におきましては、京都市立芸術大学芸術資源研究センターを設立し、設立記念シンポジウムの開催など、関連する研究及び事業を推進するとしております。

実施状況につきましては、昨年4月1日に芸術資源研究センターを発足させ、各種研究活動に取り組むとともに、設立初年度から研究会やシンポジウムを開催するなど、研究活動の社会への還元と発信に努めております。

資料に記載のとおり、シンポジウムを2回、アーカイブ研究会を7回、その他、開設記念事業や特別授業など、多くの実績をあげていることから、自己評価をIVとしているところです。

次に、同じページの61番、作品展、演奏会、公開講座等の開催についてでございます。

年度計画においては、京都芸大の教育研究活動を市民に積極的に還元し、迅速かつ有効に発信するため、市民が広く芸術に親しめる作品展、演奏会、公開講座・セミナーを開催し、また、京都以外でも企画展等を開催するとしております。

実施状況につきましては、本学のサテライトギャラリーであるギャラリー@KCUAにおいて、年間を通じて企画展等を開催するとともに、各展示会の企画、関連の企画として、アーティストトークやワークショップを積極的に開催しております。

また、音楽学部においては、小学生や家族連れでも親しめるよう、誰もが聞き覚えのある有名なクラシック曲を選曲した演奏会を開催したほか、日本伝統音楽研究センター、芸術資源研究センターにおいて、それぞれ広く公開によるシンポジウムを開催するなど、研究成果の市民還元を努めております。

こうした地道な取り組みの結果、数値目標では年間60事業が目標でしたが、実績とし

ては74の事業を実施しており、こうした取組の実績を踏まえまして、自己評価はⅣとしています。

次に、31ページを御覧ください。

64番、総合舞台芸術のあり方についての構想についてでございます。

年度計画においては、総合舞台芸術のあり方について、音楽学部を中心にワーキング・グループを設けて検討するとしております。

実施状況につきましては、ワーキング・グループを立ち上げ、検討は開始したものの、オペラ研究・教育の充実発展によって、京都における総合舞台芸術の発展に寄与するという検討趣旨の確認にとどまり、具体的な議論までには至りませんでした。

また、その後の検討再開も未定の状態であることから、これについての自己評価はⅡとしているところです。

以上が、教育研究の質の向上に関する計画の主な項目の説明でございます。

続きまして、先ほど委員長のほうから御説明がありました認証評価機関によります評価結果につきまして、簡単に御報告をさせていただきます。

資料4を御覧ください。

各大学では、学校教育法第109条の定めるところにより、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営、施設整備の総合的な状況について、一定期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることとされており、本学では平成26年度に公益大学法人大学基準協会による認証評価を受審したところでございます。

その結果につきましては、本年3月20日付で通知を受けておρισまして、評価結果にございますとおり、大学基準に適合しているとの認定を受けております。認定期間につきましては、平成34年3月31日までの7年間でございます。

総評の基準ごとの説明につきましては、ここでは省略をさせていただきますが、詳細はこの資料の後ろにつけております京都市立芸術大学に対する大学評価、認証評価結果を御参照いただければと思います。

それでは、元の資料にお戻りいただきまして、3、大学に対する提言でございます。

大学に対する提言は、長所として特記すべき事項、努力課題、改善勧告に区分をされておりまして、長所として特記すべき事項として2件、努力課題として6件、改善勧告として1件が指摘されております。

指摘内容の評価については、資料4にまとめておりますので、これらを御参照いただきたいと考えておりますが、学位授与方針や教育課程の編成・実施方針等の内容を、さらに詳しく指摘を受けましたほか、教育方法に関する指摘として、1年間に履修登録できる単位数の上限について、美術学部におきましては3、4年次に設定がなく、音楽学部では60単位と高いことなどが指摘されております。

これらの指摘事項につきましては、指摘内容に沿った対応策、改善策を講じ、その対応状況、改善状況を改善報告書として取りまとめ、大学基準協会に報告する必要があります。そのため、早速、学内に設置しております自己点検、評価委員会におきまして、対応を協議し、各機関での検討に着手をしたところでございます。

なお、先ほど述べましたアドミッションポリシーをはじめとする3ポリシーにつきましては、中期計画では平成24年度中に明確に定めることとしており、対応済としておりま

したが、この度の大学基準協会からの指摘を踏まえまして、平成27年度の年度計画におきまして、3ポリシーの策定に着手することを再び盛り込んでおります。

大学基準協会への報告期限は、平成30年7月末までとなっておりますが、平成29年度までが現中期計画の実施期間でありまして、期間終了後の平成30年度にこの認証評価結果も踏まえたいうえで、本評価委員会におきまして総括、評価を行っていただくこととなっておりますので、可能な限り前倒しをして、平成29年度中には指摘事項の改善を終えるように、作業を進める予定でございます。

以上で、業務実績報告書の第1、大学の教育研究等の質の向上に関する目標及び大学評価結果に関する御説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

大学評価の認証結果の部分を含めて、御報告していただきました。御質問等、御意見があればお聞きしたいと思います。ございませんでしょうか。

#### ○委員

業務実績報告の29ページから30ページにかけて、作品展、演奏会、公開講座等の開催というのがあり、これについてはIV評価をつけておられます。数値目標は60事業と設定してありますが、例えば、作品展が60事業あって、演奏会がゼロ、公開講座がゼロの場合でも目標を達成したという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○芸術大学

種別ごとではなく、トータルで考えております。

#### ○委員

なるほど。極論を言えば、これは中期計画を作成する際に検討しておくべきだったのですが、もう少し詳細な内訳が必要ではないでしょうか。例えば公開講座は年間これぐらいいいけるだろう、作品展はこれぐらいいいけるだろう、演奏会はこれぐらいやってみようか、という設定の仕方があった方が良かったのではと思います。

#### ○芸術大学

確かに、個々の内容については、具体的に演奏会は何回以上であるべき、というところまでは設定しておりません。

#### ○芸術大学

今の実態で言いますと、確かに演奏会が多いです。72事業のうち49事業が演奏会で、それ以外は作品展や公開講座になっています。

しかしながら、作品展の絶対数が少ないわけではなくて、学生の作品展等もしっかりと実施していますので、充実はしているつもりでございます。そう意味からも、今後目標を設定する際には、御指摘の点を課題として検討していかなければと思っております。

#### ○委員

作品展等の回数についてですが、目標値をかなり超えた状態で実績がありますよね。数値を見ていると、素晴らしいということになりますが、許容量を超えてはないかという心配もあります。数値目標を設定すると、どうしてもそれを超えようとするので、適正な目標数値の設定が重要になります。

○芸術大学

御指摘のとおり、教員や事務局の体制が急に強化される訳ではありませんし、予算もそれほど確保できるわけではありませんので、色々な工夫をして実施していく必要があります。今後は内容的なことも含めて、どういう数値目標を設定していくのかを検討していかなければならないと考えています。

○委員

質問が2点ほどあります。35番の数値目標ですね、25年度の実績を見ると、最初に集計したときよりも9%ぐらい改善するという事になっています。そうすると、26年度の、27年3月末に集計すると9%改善するだろうから、目標達成という見込みでおられるわけですね。

○芸術大学

そうです。

○委員

25年より26年のほうが悪い理由はなんですか。25年度実績が4.29%で、26年度は、来年の3月、どう頑張っても4.29%まで改善されるとは思えません。

○芸術大学

かなり母数が少ないので、年度ごとに変化はあると思います。また、以前にも説明させていただいておりますが、本学のような芸術大学の場合、就職だけが目標という形ではなく、自分の目的や目標がどれくらい達成されているかという尺度であることも影響していると考えられます。

○委員

今のところ困った状況が起きている訳ではないという認識ですか。

○芸術大学

はい。

○委員

もう一つ、ここに関連してなんですが、平成26年度の主な新規取組とありますが、学生はどのように参加するのでしょうか。17ページに色々な取組が書いてありますが、学生は参加を義務づけられているのか、自分の好みで参加するのか、といった取組の状況というか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。また、学生の反応も教えていただけますか。

○芸術大学

例えば2つ目に記載の「GIFT BOX」という取組は、芸術アドバイザーがコーディネートする販売企画ですが、在学生・卒業生が活躍する新たな場を開拓したもので、意欲のある在学生及び卒業生の作品発表と販売の場となっています。

○委員長

他の委員の方はございませんでしょうか。

○委員

2点伺いたいのですが、Ⅱの評価がついてしまっている項目が3つあり、そのうちの2つの28番と54番は同じ項目で、コンソーシアムとの交流です。これは学生の参加者が少ないような気がします。

○芸術大学

特に昨年度については、キャンパスプラザで開講していた講座がなくなったため、一昨年度に比べてかなり件数は減っております。

○委員

近年は単位互換制度とかコンソーシアムのようなところに行く学生の数は、どの大学でも減ってきていて、どうも学生の気質の変化というか、わざわざそこまで行って講義を受けるといふ、気持ちがなくなってきたような感じはします。

2点目、64番もⅡの評価がついている。こういう目標を挙げられるのはとても素晴らしいのですが、オペラはものすごくお金がかかるので、なかなか難しいと思っています。そこで伺いたいのは、文化庁に「次代の文化を創造する新進芸術家の育成事業」というものがありますが、それにはこの総合舞台芸術は申請されているのですか。

○芸術大学

他の取組では申請していますが、総合舞台芸術では申請していません。

○委員

こういう取組は認められやすいと思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。こういった予算をとられて、例えばグランドオペラのある有名な1場面をやるということであれば、実験的な授業になるのではと思います。特に最近のオペラは、昔のようなリアルな装置を組むことはなくなって、とても抽象的で現代美術のセットを組むので、もし芸大の美術学部と音楽学部が協力すれば素晴らしいと思います。

○委員

35番のキャリアアップセンターですけれども、長期的支援を行うと書いてありますが、例えば音楽学部でとても優秀な方というのは、在学中若しくは卒業後に2年、3年と海外の一流大学に留学されると思います。ただ、その前段で自分の実力を図りたいという方もいらっしゃるかもしれない。そこにちょっと焦点を当ててみると、例えば、提携大学への3箇月間の短期留学の制度のようなものが必要ではないでしょうか。

○芸術大学

はい。海外の大学との提携はいくつかの大学とは行っております。留学を希望する学生もおりますので、そういう条件面の支援や、大学として受けた寄附金を積み立てた基金を活用して、留学への金銭的な支援を行っております。

○委員

自分自身の音楽、演奏のレベルを知るために、短期留学は必要だと思います。

○芸術大学

私は長く総合大学で活動してきたので、この4月から初めて実技が中心の芸術系大学で仕事をする事になりましたが、キャリア形成ということについてとにかく驚きました。通常の大学では就職させるまでが大学の役割であり、学生は卒業し、就職をしたら勤め先の企業で教育されるわけですけれども、芸術大学においては美術であれ、音楽であれ、一人前のアーティスト、あるいは演奏家になるまで、卒業してからすごく時間がかかります。さらに美術の人たちは、一人前になるまで制作のための空間というのを確保するのが大変ですし、音楽のほうは、防音で遮音性を備えた演奏するための空間をしっかりと確保するというのがなかなか大変です。

芸術大学のキャリアアップや教育支援の事業というのは、実は卒業してからも大なり小なり色々なことを工夫して支援し続けたいといけないという少し特殊な事情にあるということが言えます。もうひとつ、大半の学生はアーティスト、あるいは演奏家を目指していますが、例えば音楽の場合、全てが演奏家として大成するわけではありません。しかし、音楽に関わるというのは、単純に演奏だけじゃなくて、プロデュースしたり、あるいは音楽財団のマネジメントをしたり、あるいは中等教育、初等教育の音楽教育に携わったりと、様々な生き方というのがあると思うんですね。

そのために、例えば授業の中でもキャリアアップに関して、音楽に絡んだ仕事にどういったものがあるのか、演奏以外の道もあり得るのかといったことに触れたり、あるいは本学のサテライトギャラリーであるギャラリー@KCUAでは、つい先日まで美術学部を卒業しても必ずしもアーティストにはならなかった人や、音楽学部卒でも演奏家にはならなかった人たちに焦点を当て、こうした人たちの中で、社会でものすごく活躍している事例を展覧会という形で紹介する取組を行ったりしています。このように芸大では、一般的な大学とはちょっと特殊なキャリアアップ支援が必要なのかなと感じています。

#### ○芸術大学

ここに記載しておりますコンサート運営実践講座もそうでした、演奏だけではなく、劇場でどういう仕事や役割があるのかを知っていただくことで、将来に役立てていただくものです。そういう機会をたくさん作るということもこういった中で行っています。

#### ○委員

普通の大学以上に関係者がものすごく重要ですよね。

#### ○委員

私は、ここ数年の印象として、芸術大学は客員教授や他の様々なジャンルの招聘講師などが増え、すごく開かれて活発になったような印象を受けています。また、55番で他大学との色々な連携もやられており、そういう外に開かれ、外からの刺激を受けておられるというので、いい傾向というか、いい方向に進んでおられるなという印象を受けています。

そこで質問が2つあります。1つは、例えば客員教授とか、そういう外部からの人を呼ぶときにどんな基準で、どんな考え方で呼ばれようとしているのか。もう1つは、ここで色々な他大学と連携して色々な取組を実施されておられますけども、この効果と、今後はどんなふうに進めるかという考え方を教えていただきたいと思います。

#### ○芸術大学

客員教授につきましては、法人化後、柔軟な人事制度でやっていこうという方針の下、制度を作りました。人の選定については、音楽、美術、伝統音楽の各機関で選ぶ場合もありますし、分野にとらわれず理事会等で議論をして選ぶなど、柔軟に選定しております。

#### ○委員

経費はかなりかかるのですか。

#### ○芸術大学

短期間でお願いするケースが多いため、それほどでもありません。

それから、大学間の連携では、大学コンソーシアムに加入している芸術系大学と京都市と京都市教育委員会、それから小・中学校と連携をして、様々な教育フォーラムですとか子ども向けのワークショップなどを実施しています。

○委員

例えば他の音大と一緒にやると、自分のレベルの評価になりますよね。そういう意味でも意義があるのかもしれませんがね。

○芸術大学

そうですね。音楽では昨年から東京の大学と一緒に演奏会を始めましたが、学生にとっては色々な刺激を受ける良い機会になっていると思います。

○委員

他大学との連携で大学ミュージアム連携というものがあります。これは、どんどん拡大していて、国際博物館連盟とも連携していますので、この連携も進めていっていただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございます。

続いて、「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標」「第3 財務内容の改善に関する目標」について、法人から説明をお願いします。

○芸術大学

それでは、第2の業務運営の改善及び効率化に関する目標と、第3の財務内容の改善に関する目標について御説明させていただきます。先ほどの3の資料に基づきまして、38ページを御覧いただきたいと思います。

まずは80番でございます。

中長期的な展望に立った事務職員の採用・育成でございます。

年度計画におきましては、中長期的な展望に立ち、経営や教育研究の支援等に係る専門的な知識・能力を備えた事務職員の採用・育成等を行うとしております。

実施状況につきましては、平成26年度は、事務局のプロパー職員として係長級職員と係員をそれぞれ1名ずつ、その他に任期付きの職員として新たに契約職員の制度を設けまして4名、合計6名を採用しているところでございます。採用後は、大学職員として求められる知識・能力を身につけるための研修を随時実施しており、平成26年4月1日時点でのプロパー職員の比率につきましては、42%となっております。

また、26年度は、27年4月1日付採用職員の募集活動も行い、試験の結果、事務職3名の採用を決定し、本年4月に予定どおり3名の新規採用職員として本学に迎えているところです。これらの取り組みを踏まえまして、自己評価Ⅲをつけているところです。

続きまして、42ページを御覧ください。

89番、民間企業との協力による展覧会の実施でございます。

年度計画におきましては、民間企業との協力により、展覧会や演奏会等の事業を開催するとしており、数値目標としましては、26年度は開催事業数を10事業と設定してございました。

実施状況につきましては、目標を上回る15事業を実施しており、新規取組として、記載のとおり、JR桂川駅前に京都銀行様が開設されました研修施設に本学卒業生の作品を展示いただきましたほか、京都ライオンズクラブ様の創立60周年記念に際して、同クラブの補助によりチャリティーコンサートを実施するなど、美術、音楽とも、さまざまな取組を行っているところでございます。

民間企業等との協力関係の構築につきましては、今後の本学の学校運営にとりましても大きなポイントとなることから、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えています。こうした実績を踏まえ、自己評価につきましてはⅣとしているところでございます。

同じく、その次のページ、43ページを御覧ください。

90番、各種基金や財団等の活用についてでございます。

年度計画におきましては、各種基金や財団、国の予算を活用した外部資金の獲得に努めるとしております。

実施状況につきましては、25年度に引き続き、本学が実施しました新進芸術家の育成事業が文化庁の委託事業に採用されており、同庁から1,260万円の補助金を獲得するなど、各種の外部資金取り込みに至っているところでございます。

とりわけ、本年の春に市内で開催されておりました京都国際現代芸術祭、PARASOPHIAの特別連携事業として、本学の移転先予定地域である下京区崇仁地域で開催いたしました「still moving」に対しまして、文化庁をはじめオランダ大使館等から総額約700万の補助金を獲得するなど、芸術祭会期中に多彩な事業を実施いたしましたところでございます。

こうした実績を踏まえまして、自己評価はⅣとしております。

以上で、第2の業務運営の改善及び効率化に関する目標と、第3、財務内容の改善に関する目標に関しましての報告とさせていただきます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、今は第2と第3の業務運営の改善及び効率化に関する目標と、財務内容の改善に関する目標の2つあわせてご報告いただきました。その審議をお願いします。

○委員

今御説明いただいた90番ですが、確かに多彩な事業を展開されておられていることは理解できます。ただ、このⅣ評価は年度計画を上回ってということによって自己評価されているはずなのですが、年度計画には、各種基金や財団、国予算を活用した外部資金の獲得という、それに取り組むたいと非常にさらっと書かれており、何の基準もない。評価委員会としては、どう年度計画を上回っているのか分からないと評価のしようがないのですが、これはどういう理由でⅣ評価なのか御説明いただきたいのですが。

○芸術大学

予算等理事会で設定している数値目標を上回っているということです。

○委員

数値目標はあるけれど、年度計画には書かれていないという、そういう理解でいいですか。

○芸術大学

そうです。

○委員

それと、96番の図書館の入館者数は、今年はほぼ目標に達していてⅢがついていますが、将来的に結構大きな数を見込んでいらっしゃる。29年度で3万8,000人という目標はきついのではないかと思います。図書館の利用者数はどの大学も減っており、それはイン

ターネットや様々なサービスの発達で、図書館に足を運ばなくても図書館の色々な制度を利用できる環境が整ってきているためです。ですから、この入館者数を伸ばそうと思うとよほどの工夫をされないと難しいと思います。中期計画の数値目標である29年度に3万8,000人というのは必ず実現しなければいけないのですか。

○委員

実現できなかった理由を明確にすれば良いのではないのでしょうか。

○委員

例えば他大学との相互貸借の数が増えているとか、貸し出し冊数が増えているだとか、そういうことがあれば、別に入館者数で数えなくてもいいのではないかと思います。あるいは1回1人当たりの滞在時間が増えているとか、いろんな調査の仕方はあると思うのですが。

○芸術大学

図書館については、現中期計画を作った当時は、図書館等の学校施設の市民開放というようなことが新聞等で話題になりまして、公立大学である以上、市民利用も拡大していかなければという考えから数字を設定したのですが、やはり厳しかったかなと思っています。

○委員

外部との折衝窓口の組織は作られたのでしょうか。

○芸術大学

もともとリエゾンオフィスの担当をする部署として企画広報課があったのですが、対外的な連携の重要性が増してきたこともあり、昨年度に組織改正を行い、連携推進課を設置し、対外折衝に当たっております。

○委員

連携推進課を設置したことによる成果と見ていいわけですね。

○芸術大学

評価はもう少し長期的な視点で取組結果を見ないといけませんが、外部との連携は進んできていると思っております。

○委員

その連携推進課というのは事務機構だけの話ですか、それとも先生方も入った状態でのプラットフォームみたいな形ですか。

○芸術大学

連携推進課というのは事務局の組織です。外部との連携を行うときには、先生方にも御相談をしています。

○委員長

他にございますか。

では続いて、「第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」と「第5 その他の業務運営に関する重要目標」を合わせて、法人から説明をいただいて、委員会として審議するという形にしたいと思います。

○芸術大学

それでは、業務実績報告書を御覧いただき、第4の自己点検・評価及び情報の提供に関する目標と第5のその他の業務運営に関する重要目標について説明させていただきます。

48ページを御覧ください。

100番からでございます。広報機能の強化についてでございます。

年度計画におきましては、京都芸大における教育、研究等に関するさまざまな情報を最大限活用し、京都芸大をより身近に感じてもらえる効果的な広報を行うため、情報共有の促進や広報の取組の充実について検討・実施するとしております。

実施状況につきましては、全学的な広報業務の計画であります平成26年度広報の取組に基づきまして、パブリシティの活用に取り組み、年間319件の報道を得るとともに、ホームページの随時更新やSNSを活用し、情報発信を図っております。

また、印刷物に関しまして、美術学部専攻別のリーフレットを新たに発行したほか、京芸友の会のリーフレットのリニューアルをするなど、各種広報ツールの見直しを進めているところでございます。

なお、報道実績の319件という数字につきましては、対前年度比では50件ほど減という結果でしたが、その要因につきましては、25年度に比べ、大学からの情報発信の回数自体が減少したことが影響したものと分析をしております。パブリシティの減少に伴うマスコミ露出の減少はありましたが、同じく48ページの102番のホームページの充実でも触れておりますが、ホームページの特別ページの開設や本学作品展における受賞作品を検索する機能を追加するなど、25年度から継続して広報の強化に取り組んでいることから、自己評価はⅢとしているところでございます。

次に、50ページを御覧ください。

104番の施設整備のあり方についてでございます。

年度計画におきましては、現在地での施設機能を維持するため、適切な改修、補修を実施する。京都市と連携し、移転整備基本構想の策定に向けた検討を進めるとしております。

実施状況につきましては、平成26年1月に門川京都市長から移転整備を進めていく旨の方針が発表されましたことを受けまして、本学と京都市の間で協議を重ねてまいりました結果、本年3月に京都市による移転整備基本構想が策定されたところでございます。本日の資料の中にも基本構想の概要版を御用意しておりますので、あわせて御覧をいただきたいと思っております。

この基本構想に基づきまして、本学キャンパスの移転整備先を京都の玄関口であります京都駅の東に位置します下京区崇仁地域とすることをはじめ、移転整備の基本理念や移転整備方針等が明記されているところでございます。

また、移転予定地の事業利用計画として、基本構想概要版の6ページに記載がございませぬが、エリアを大きくAからCの3つに分けまして、元崇仁小学校が立地するA地区、それから崇仁公園と市営住宅が現存しますC地区に研究施設を設置するほか、両地区の間に崇仁保育所が現存いたしますB地区への共用施設の配置を目指すことなどが検討されております。

なお、この基本構想を踏まえまして、京都市では今年度中に移転整備基本計画を策定することになっておりまして、本学とも協働して着実に取り組んでいるところでございます。

話を年度計画に戻しますと、移転整備構想の策定に向けた作業と並行いたしまして、音楽棟大合奏室の空調修繕やアトリエ棟のトイレ改修等、施設の必要な改修や改善を行っております。こうしたことから自己評価はⅢとしております。

次に、53ページ及び54ページを御覧ください。

第7の短期借入金の限度額、第8の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画及び第9の剰余金の使途につきましては、実績といたしましては、いずれも該当なしでございます。

ここまで、ポイントのみ説明をさせていただきましたが、自己点検・評価結果の現状につきましては、最初でございます資料2の26年度業務実績報告書概要のところ御説明をさせていただきたいと思っております。資料2を御覧ください。

年度計画におきましては、第1から第10までの項目に分かれており、計画数につきましては合計で118でございますが、このうち第6の予算、収支計画及び資金計画から第10、その他までの7項目、それから26年度の年度計画を設定していない21項目につきましては、自己点検・評価の対象外となっております。

したがって、118項目のうち90項目が自己点検の対象になっているところでございます。大学が行った自己点検・評価の進捗状況につきましては、Ⅰの「年度計画を実施していない」に該当するものはなく、Ⅱの「年度計画を十分に実施していない」につきましては、「大学の教育研究の質の向上に関する目標の計画」のうち3項目が該当しており28番と54番の「大学校コンソーシアム京都との連携」と65番の「総合舞台芸術のあり方」についての構想でございます。

Ⅲの「年度計画を十分に実施している」につきましては、計画全体で80項目が該当しております。Ⅳの「年度計画を上回って実施している」につきましては、計画全体で7項目が該当しております。

以上で、26年度年度計画実施状況につきまして御説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。それでは、「第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」及び「第5 その他の業務運営に関する重要目標」について審議をお願いします。

○委員

97番ですとか101番、108番あたりの年度計画がない項目というのは、中期計画に基づいて去年までにこの計画を実施されているという解釈でよろしいのでしょうか。そうであれば、年度計画がないから計画の実施状況の記載がないということに違和感を覚えるのですが。例えば、108番の全学的な危機管理体制の構築であれば、実際に計画の実施がどのようになされているのか、見直しが必要なかったのか、順調に推移しているなど、その後の動きがこちらに伝わってこない。これは最初から記入されることが前提とされていないのでしょうか。

○芸術大学

項目によりませんが、年度計画を立てていないものは、既に前年度までに実施済みのもので、現中期計画では対応済みという理解です。しかしながら、例えば先程ご説明したアドミッションポリシーをはじめとする3ポリシーの策定のように、一旦は対応を図ったものの、認証評価機関から不備が指摘されたこともあり、再度年度計画を復活させたものもあります。このように、ここに斜線を引いたからといって、今後全く検討しませんということではありません。ご指摘があったように、体制はつくったけれども、見直す必要がある

とかいうことはあり得ると思いますので、そういうときにはまた年度計画に上げたいと考えています。

○委員

なるほど。年度計画がない場合は、計画は順調に推移しているという解釈をされているということですね。

○芸術大学

その場合もありますし、今年度は実施が難しいため、翌年度以降の実施を予定しているため年度計画がないものもあります。

○委員

なるほど、わかりました。

○委員

中期計画に、ある制度の構築があったとして、制度を構築してしまえば、確かに中期計画としては実施済みなのですが、構築した後の運用の状況やそれに対する修正の必要などは継続的に示していくべきではないかという御指摘ですね。

○委員

年度計画がないという判断をされたことは、その年度に検討の必要がないという判断をされたということですね。それがいい悪いは別として、こちらはそう納得するしかないのですが、それはもちろん望ましいことではないと思います。ですので、それは改善点として来年度以降に改善をしていただきたい点にはなると思います。

○芸術大学

はい。どのようにチェックしていくかは考える必要がありますけれども、御指摘を踏まえて、中間評価もありますので、翌年度以降、検討していきたいと思います。

○委員

102番の実施状況等の記述の仕方ですけれども、おそらく苦勞して書かれている文章だろうと思いますが、Ⅲ評価なのに随分と否定的に読めてしまう。ホームページのアクセス数自体は183万件で去年より4万件減少しているのですが、全体としては中期計画の数値目標を上回っている。余りネガティブにとられないように書いてもらった方が良いと思いますけれども、いかがですか。

○芸術大学

ホームページを充実する際に、あわせてSNSも充実していったのですが、そちらへのアクセスが多くなったために、ホームページへのアクセス数が減ってしまいました。ホームページのアクセス数の推移でいくと24年度に199万まで行ってかなり上がっていったんですけれども、そこから見るとちょっと下がっているのは、SNSを充実させたがために減ってしまったということを説明した次第です。

○委員

今のお話だとよくわかるので、そういうことが理解できるように記載していただければと思います。

○芸術大学

情報の発信の種類が、ホームページからフェイスブック等のSNSへ変わってきているという側面もありますので、ある部分は減って、ある部分は増えているというのが実情で

す。

○委員

この中期計画をつくられた時には、今のようにSNSが増えると想定されていなかった訳ですね。そういうことで数値目標の内容が変わるのは別に構わないのではないですか。

○委員

京都新聞の定期的な掲載枠を獲得したと記載がありますが、どういう中身ですか。

○芸術大学

京都新聞の文化部の方や社長と相談しまして、1面の隅っこに、大学の収蔵品に素晴らしいものが多いものですから、1年かけて毎日紹介させていただけるようになりました。

○芸術大学

今、学長から御紹介しましたお話は来年度からの案件ですが、この他に大学の活動等を紹介するページというのがあります。それに芸大の枠をいただいたので、そのことを触れております。

○委員

こういうのはたとえ小さな枠だとしても、インパクトはすごく大きいですね、日常的に訴えていくわけですから。

○芸術大学

25年度はパブリシティで369件、24年度から100件ぐらい増えました。その時は大学移転の話題もあり、芸大のことが多く取り上げられた年でございますので、それ以上を目指してはいたのですが数としては減少しています。

○委員長

最後に事務局のほうから資料5について説明をお願いします。

○事務局

資料5は、評価委員会でまとめる評価書のひな形でございます。本日の御議論を踏まえまして事務局のほうで一定内容をまとめさせていただきますので、またそれを評価委員の皆様にお示しさせていただきます。

○委員長

わかりました。本日の議論していただいた中身をもって、評価書を一定まとめっていただいたうえで、各委員に確認していただくという形になるということですね。

○事務局

はい。

○委員長

続いて、資料の6、7、8に従って財務諸表に関する意見についての審議に入りたいと思いますので、法人からの説明をお願いします。

○芸術大学

それでは、平成26年度財務諸表について説明させていただきます。資料6、決算概要、資料7、財務諸表、資料8、決算報告書をつけております。京都市へ提出するものにつきましては財務諸表と決算報告書でございますけれども、本日はこれらをまとめた決算概要で御説明をさせていただきます。

なお、財務諸表は、数値は円単位で表記をしております。また、監事及び会計監査人で

ある有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、会計基準に準拠し適正に表示しているとの報告を受けているところでございます。

それでは、決算概要、資料6の第1ページのところを御覧ください。

公立大学法人が決算日に作成をしなければならない会計に関する書類につきましては財務諸表と決算報告書で、財務諸表は貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、それから附属明細書で構成されているところでございます。

それでは、貸借対照表から順に説明をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

貸借対照表は決算日の平成27年3月31日時点における全ての資産、負債及び純資産を記載しておりまして、法人の財政状況を明らかにしたものでございます。

表の平成26年度の欄を御覧ください。

資産の部は60億円で、この内訳といたしましては、土地や美術品・収蔵品などの固定資産56億1,200万円と現金及び預金などの流動資産3億8,800万円でございます。

負債の部は12億5,300万円で、その内訳といたしましては、資産見返負債が長期寄附金債務などの固定負債9億9,900万円と運営費交付金債務や未払金などの流動負債2億5,400万円でございます。

純資産の部は47億4,700万円で、その内訳といたしまして、資本金の33億6,000万円、資本剰余金12億8,400万円、利益剰余金1億300万円でございます。利益剰余金のうち当期末処分利益は1,300万円でございます。

次に、損益計算書について御説明させていただきます。

次ページ、3ページを御覧ください。

損益計算書は1会計期間における全ての費用と収益を記載した法人の運営状況を明らかにしたものでございます。

表の平成26年度の欄を御覧ください。

経常費用は22億4,000万円で、この内訳といたしまして、教育・研究に要する経費や人件費など業務費20億7,000万円と一般管理費1億7,000万円でございます。教員人件費が前年度に比べて7,700万円の減となっておりますけれども、主な要因は退職手当の減でございます。

経常収益は22億5,300万円で、その内訳としましては、運営費交付金収益14億8,000万円や授業料等収益7億100万円などでございます。運営費交付金収益が前年度と比べて8,400万円の減となっておりますけれども、これにつきましても主な要因は退職手当の減によるものでございます。

4ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書は1会計期間における業務活動、投資活動及び財務活動の3つの区分に分けて資金の流れを明らかにしたものでございます。

26年度における資金期末残高は3億7,900万円となっているところでございます。

運営交付金収入が前年度と比べて1億4,400万円の減となっておりますけれども、退職手当の減とシーリングによる交付額の減などによるものでございます。

次に、利益の処分に関する書類（案）でございます。

これは決算日における未処分利益の処分内容を明らかにしたものでございます。

当期末処分利益は1,300万円で、法人としましては全額を目的積立金としてお認めいただきたいと考えております。

5ページを御覧いただきたいと思っております。

行政サービス実施コスト計算書でございます。

行政サービス実施コスト計算書につきましては、法人の業務運営に関して市民が負担する全コスト、これを明らかにしたものでございまして、18億6,100万円となっております。

次に、決算報告書でございます。

決算報告書ですけれども、これは年度計画における予算と執行状況を対比することにより法人の運営状況を明らかにしたものでございます。

収入は22億2,000万円で、予算に比べ1,000万円の増となっております。これは入学金や授業料、補助金などの自己収入の増によるものでございます。

なお、予算編成時においては目的積立金を活用することとしておりましたけれども、今年度は、取り崩しはしておりません。

支出は22億4,900万円で、予算と比べ3,900万円の増となっております。これは、自己都合退職や死亡退職によって、当初の退職手当予算を大きく上回ったことが要因でございます。退職手当の増額分につきましては、前年度から繰り越されている運営費交付金債務を収益化することで対応しているところでございますけれども、当該増加費用は運営費交付金収入に含まれていないということから、結果として決算額が予算額を超える状況となったものでございます。

なお、退職手当を除く人件費予算の余剰については、教育研究環境の充実に充てていることから、教育研究費や一般管理費は増となっております。

次に、6ページを御覧ください。

これは財務諸表の関連図で、それぞれがどのように関連をしているかを示したものでございます。

最後に、財務分析について御説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

法人の業務運営の健全性や発展性、人件費や一般管理費及び教育研究費の水準等を把握し、財務内容の改善や今後の大学運営に役立てるため、損益計算書を利用して財務分析を行っているところでございます。

まず、健全性を表す指標としまして自己収入比率を設定しております。比率が高いほど財務の自立性が高いと言えます。今年度は前年に比べ1.3ポイント増となっておりますが、これは前年度と比べて教員退職手当に係る運営費交付金が大幅に減少したことが影響しているところでございます。

次に、発展性を示す指標としましては外部資金比率を設定しております。比率が高いほど外部資金による活動の割合が高いと言えます。今年度は、文化庁の事業等の補助金の獲得数の増加によりまして、前年度に比べまして0.3ポイントの増となっております。今後も継続して外部資金の獲得強化を行っていきたいと考えております。

次に、効率性をあらわす指標としましては人件費率と一般管理費率を設定しております。

人件費率は比率が高いと、労働集約的な費用構造にあると言えます。今年度は、給与改定による負担増などがあるものの、退職手当が大幅に減少したことから、前年度と比べ0.9ポイント下がっております。一般管理費率につきましては比率が高いほど管理的経費の割合が高いと言えます。職員体制として人材派遣への切り替えを行って業務委託が増加したことで、前年度と比べて0.6ポイントの増となっております。

最後に、活動性を示す指標といたしまして教育経費率と研究経費率を設定しております。教育経費率は比率が高いほど教育目的の物件費の割合が高く、前年度と比べて0.1ポイントの増で、ほぼ横ばいとなっております。研究経費率は比率が高いほど研究目的の物件費の割合が高く、芸術資源研究センター設立による研究経費の拡大により、前年度と比べて0.3ポイントの増となっているところであります。

以上、簡単でございますけれども、財務分析の結果でございます。今後も、これらの指標により財務分析を行い、財務内容の改善、今後の大学運営に役立てていきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございます。

この財務に関する報告に関して御質問ありますでしょうか。

○委員

7ページの効率性の箇所ですが、効率性のところの3行目、「一般管理費率は」ですけれども、職員の人材派遣への切り替えをすると、管理費率は下がるのではないのでしょうか。大学認証手数料の支払いなんていうのは逆に管理費を上げるのかもしれませんが。

○委員

派遣に切り替えると人件費が下がり、一般管理費が上がるのではないのでしょうか。

○芸術大学

職員を人材派遣に切り替えたということでございます。

○委員

処理費目が人件費から一般管理費の委託費か何かになるということですね。

○芸術大学

そうです。

○芸術大学

人材派遣経費は人件費じゃないのということです。

○委員長

よろしいですか。

○委員

結構です。

○委員長

他に御質問ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題に移ります。次の議題は、利益処分についてです。平成26年度の利益処分について、評価委員会として議論していただきたいのですが、これは資料の9ですね。

#### ○事務局

はい。まず、事務局から剰余金の利益処分の流れについて事務局から説明させていただきます。

資料9を御覧ください。上の段にありますように、各事業年度におきましては、損益計算において剰余金が発生した場合、大学の経営努力により生じた利益かどうかということについて評価委員会において評価いただき、その意見を市長が聞いて承認するという流れになっております。そして、経営努力によるものであるということであれば、目的積立金として、次年度以降、中期目標で定めた用途である教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために使用が可能となります。一方、経営努力によらないという場合、これは一般的な積立金となり、次年度以降の損失補填にのみ充当することができるということになります。

また、下の段の中期目標期間後は、目的積立金の残額があれば、それも振りかえて、一般の積立金としまして、これについても評価委員会のほうで御意見を伺い、よいということであれば、市長の承認を得て、次期中期目標期間の財源にしてもいいということができることとなります。剰余金の利益処分の流れについては以上でございます。

#### ○委員長

では資料10は大学で説明をお願いします。

#### ○芸術大学

平成26年度利益処分について、資料10の縦の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、1番の剰余金の概要を御覧いただきたいと思います。

剰余金は、先ほど御説明させていただいたように、1,300万円でございます。これは先ほど説明した損益計算書のとおり、当期総利益はこのようになっております。

次に、2番目の剰余金の主な発生要因を御覧願います。

まず、(1)自己収入の増加により生じた利益でございますけれども、学生納付金の増によるものでございます。その内訳といたしまして、授業料の増が約500万円、入学料の増が約600万円、それに入学考査料である検定料の減が約200万円で、合計、差し引き900万円でございます。

次に、(2)の費用の減少により生じた利益でございます。職員体制の見直しや外部資金の獲得により生じたものでございます。その内訳といたしましては、常勤職員1名を契約職員に切り替えたことによる約600万円の減と、それから外部資金の獲得による研究経費及び一般管理経費約300万円の減で、合計約900万円でございます。

なお、(3)その他に記載しているとおり、震災の影響等により基本料金や単価が増加した光熱費に約500万円を充てているところでございます。したがって、自己収入の増加により生じた利益と費用の減少により生じた利益を合わせた1,800万円から光熱費に充てた500万円を差し引いた1,300万円を余剰として計上しているところでございます。

次に、3番目の目的積立金の用途でございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

別紙の公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱をつけさせていただいておりますけれども、そこで定められておまして、具体的には、(1)教育・研究環境向上につながる事業、(2)中期計画の推進につながる事業、(3)収入増につなげるための事

業，（４）移転整備事業，（５）法人の財政基盤の安定化のために使用するという事としております。

次に，４番，目的積立金の活用について御説明をさせていただきます。

26年度当初につきましては，光熱費増，消費税増税等へ対応しつつ，教育研究活動を促進するため，1,000万円の取り崩しを予定していたところでございますけれども，将来の給与改定による人件費の負担増や標準運営費交付金に対するシーリングノルマに備えるため，備品購入や不急の修繕等を控え，取り崩しを見送ったところでございます。

27年度以降につきましては，第1期中期計画期間における教育研究水準をこれまでと同様に維持するため，目的積立金を必要に応じて取り崩し，財政基盤の安定化を図ってまいります。また，引き続き経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども，26年度剰余金は自己収入拡大と経費，支出の削減により生じたものでございまして，法人といたしましては法人の努力によるものと考えております。したがって，剰余金全額を目的積立金としてお認めいただきたいと考えているところでございます。簡単でございますが，説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございます。

1,300万円の剰余金が出てきたんですけれども，法人としては積立金としてよりも，目的積立金という形で承認していただきたい，そうすることによって次年度以降の中期計画で定めた使途に使用したいとことですのでけれども，御意見ありますか。

特に御意見がなければ，評価委員会としては法人の経営努力として認めるということですのでよろしいでしょうか。

それでは，委員の先生方からのほうのノーの意見はなかったと思いますので，この法人の案をそのまま了承する形とします。

それでは，最後に中間評価方針及び評価方法についての議題に入りたいと思います。

これは資料の11に当たります。事務局のほうから御説明願いますでしょうか。

#### ○事務局

それでは，資料の11を御覧ください。

中期目標期間中における中間評価方針及び評価方法でございます。

今年度は中期計画6年間の前半3年間が終わりまして，折り返し地点ということでございますので，その中間点におきまして中期計画の進捗状況を確認するということをしてほしいと思っております。これが中間評価でございます。中間評価につきましては地方独立行政法人法には規定はございませんけれども，本市独自として実施したいというふうに考えております。これから中間評価方針及び評価方法について御説明いたしますので，それについて御意見をいただいた上で，今年度中の中間評価の実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

まず，2の評価の基本方針についてでございます。

（1）では，中期目標の達成に向け，法人の中期計画の進行状況を確認するとしておりまして，これまでの年度計画に対する評価とは異なりまして，中期計画に対しての進捗状況を把握するという観点で評価をしていただきます。

(2) では、中期計画の達成に資するため、解決すべき課題を抽出するとともに、中期計画策定当初には想定し得なかった状況への対応を検討するとしており、中期計画後半での法人の取組に資するよう評価を実施していただきます。

(3) では、市民への説明責任について言及するとともに、(4) では、教育・研究に関する事項の評価については中期計画終了後に実施することの確認、(5) では、中間評価が法人の過重な負担とならないよう配慮するということを掲げております。

次に、3の評価の方法でございます。

基本的な流れにつきましては年度評価と同様ですけれども、法人が、自己点検・評価の結果、作成し、提出いたします中期目標期間の中間点における業務実績報告書に基づきまして、中期計画の各項目の進捗状況を確認する項目別評価、その結果を踏まえまして、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する全体評価により行います。

4の評価の手順につきましても基本的な流れは年度評価と同様でございますが、(1) のア、法人による自己点検・評価につきましては、中期目標期間の中間点における進捗状況の確認という視点で行っていただきますとともに、次の2ページにいきまして、年度評価と同じく4段階で評価をしていただくというふうにしております。

また、次期中期計画の策定に向けまして、これまでの評価委員会からの指摘等を踏まえまして、現中期計画の課題などの整理もあわせて行いたいというふうに思っております。

次のイとウですけれども、評価委員会による検証と評定ですけれども、中期計画に対する進捗状況の確認という視点で行っていただきます。法人から提出されました業務実績報告書に基づきまして、中期計画の項目ごとに法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めまして総合的に検証していただき、達成状況について4段階で評価を行っていただきます。この検証を踏まえまして、中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付しまして、SからDまでの5段階で進捗状況を評定いたします。

次のページにいきまして、(2)の全体評価でございますが、これも年度評価と同じように、項目別評価結果及び報告書の内容を踏まえまして、中期計画の進捗状況を記述式により評価いたします。

(3)の法人の意見申立て機会の付与、これにつきましても年度評価と同様に、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ちまして、法人に評価結果の案を示しまして、意見の申し立ての機会を付与したいと思っております。

(4)評価結果の決定・公表でございますが、評価結果を法人に通知いたしまして、評価委員会は、必要があると認めるときには、法人に対して業務運営の改善その他の勧告もできるというふうになっております。ウでは、評価委員会はその通知・改善の内容を市長に通知し、公表するというふうにしております。

最後に、5の評価業務のスケジュールでございますが、中間評価は、本日御議論いただきました年度評価の確定後に行うこととなります。評価準備につきましては、本日御議論いただきます方針と評価方法、これに基づいて法人のほうで評価準備に取りかかっているところでございます。12月中旬をめどに法人のほうから業務実績の報告書が提出されまして、12月中旬から1月下旬までの間に、評価委員会の開催も含めまして評価作業を行いまして、2月には評価結果を公表するという予定としております。

以上、簡単ですが、中間評価の方針と評価方法の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長

年度評価は、地方独立行政法人法で必ず実施するよう定められているのですが、今提案されました中間評価については法規上の義務はございません。ただ、京都市としては、これを中間できちっとやってつなげたいという御提案です。これに関して御質問ございませんでしょうか。

それでは、もし御質問がないようでしたら、委員会としては事務局の案とおりに進めていくということを了承したいと思います。それでは、私の座長としての役割はこれでほぼ終えたかと思しますので、事務局のほうへお返しします。

○事務局

それでは、ありがとうございました。

では、今日の御議論を踏まえまして、事務局のほうで意見書なり、評価委員会としてのいわゆる業務実績の評価書をまとめまして、また個別に当たりたいというふうに思います。ありがとうございました。